


**確認してください** **特別定額給付金 申請のための本人確認書類をお知らせします**

特別定額給付金の申請には、世帯主の本人確認書類として、次のような公的機関で発行された書類の写しが必要です。

- 運転免許証 ●パスポート ●マイナンバーカード ●健康保険証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険被保険者証 ●住基カード ●在留カード ●身体障害者手帳 ●愛の手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●生活保護証明書 ●国民年金手帳 ●特別永住者証明書 ほか

※マイナンバーの通知カードは本人確認書類になりません  
※原本ではなく、写し(コピー)を添付してください

申請書が届いてから3週間程度で、指定の口座へ振り込まれます。書類の不足や記入漏れなどの不備があると給付が遅れる場合があります。申請前の確認をお願いします。詳細はホームページ(右コード)をご覧ください。お問い合わせください。



目黒区特別定額給付金専用ダイヤル  
☎6738-9204 (月～金曜日<祝・休日を除く> 8:30～17:00)

**ご注意ください** **新型コロナウイルス関連の詐欺にご注意ください**

目黒区生活安全課生活安全係 (☎5722-9667)

新型コロナウイルス感染症に乗じた不審電話やメールなどが確認されています。次のような不審な電話やメール、訪問を受けた際は、警察へご相談ください。

- 「マスク50枚入り」などの身に覚えのない注文の支払いを求めるメールが送られてきた
- 目黒区職員などを名乗る者から「特別定額給付金手続きのために口座を登録してほしい」との電話があり、ATMに向かうよう指示された
- 保健所職員を名乗る男から「コロナの検査キットを送りますので家族構成を教えてください」などの電話があった

**だまされないために、しっかりと対策を**

- 警察や親族など誰かに相談し、話が事実か必ず確認する
- 区や総務省などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません
- カードや通帳、現金を知らない人に渡さない
- 家にいるときでも留守番電話に設定しておく

**怪しいと思ったら迷わず連絡を!**

目黒警察署(☎3710-0110)、碑文谷警察署(☎3794-0110)

**支援します** **災害時要配慮者のかたにマスクを配布します**

目黒健康福祉計画課要配慮者支援係 (☎5722-9037)

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化のリスクが高い災害時要配慮者のかた約15,000人に、不織布マスク(1人当たり50枚)を、6月中旬から郵送します。

**対象** 災害対策基本法に基づき、災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者名簿の対象者名簿に6/1現在登録されている①～④のかた


- ①介護保険の要介護1～5
- ②身体障害者手帳の総合等級1～3級 ③愛の手帳を所持
- ④ひとり暮らし等高齢者の登録をしている

※長期入院、施設入所者は対象外

**相談してください** **住民税・軽自動車税の納付を猶予できる場合があります**

目黒区税務課徴収第一・二係 (☎5722-9830・9831)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、期限までに納付が困難となった場合、無担保・延滞金なしで、1年を上限に納税を猶予できる特例制度を設けました。感染対策のため、申請は郵送で受け付けます。詳細はホームページ(右コード)をご覧ください。お問い合わせください。



**対象** 前年同期に比べ収入がおおむね20%以上減少したかた

※国税の猶予については、国税局猶予相談センター(☎0120-948-271)へお問い合わせください

**相談してください** **国民健康保険加入者のかたへ保険料を減額・免除・猶予できる場合があります**



目黒区国民健康保険課資格賦課係 (☎5722-9810)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯などが対象で、要件があります。感染対策のため、申請は郵送で受け付けます。要件や申請方法など、詳細はホームページ(右コード)をご覧ください。お問い合わせください。

**減免の対象世帯**

- 主たる生計維持者の収入が一定程度減少した
- 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った

※猶予については、税務課徴収第一・二係(☎5722-9830・9831)へお問い合わせください(右コード)

**相談してください** **東京都社会保険労務士会 雇用調整助成金社労士ホットライン(社労士110番)**

雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金など、労働社会保険分野に関する電話相談を無料で受け付けます。

**開設期間** 6/30までの月～土曜日10:00～16:00  
**相談時間** 1回当たり30分まで

社労士ホットライン相談ダイヤル ☎5289-8844

**新型コロナウイルス感染症に関する相談など**




**感染が疑われるかたの相談**

- 目黒区新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター) ☎5722-9089、☎5722-9890 (月～金曜日<祝・休日を除く> 9:00～17:00)
- 都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター ☎5320-4592 (月～金曜日17:00～翌日9:00、土曜・日曜・祝・休日は24時間)

**感染症に関する問い合わせ**

- 都の電話相談(新型コロナコールセンター)※英語・中国語・韓国語含む ☎0570-550571、☎5388-1396 (無休。9:00～22:00)
- 厚生労働省の電話相談 ☎0120-565653、☎3595-2756 (無休。9:00～21:00)

**最新の情報はこちらをご覧ください**

区ホームページ  都ホームページ  国ホームページ 

**(仮称)小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧と意見書の提出**

目黒区環境局環境政策課 (☎5388-3406)

〈縦覧・閲覧〉

期間 6/15まで

場所 総合庁舎本館1階区政情報コーナー・6階環境保全課、図書館、不

動・向原・月光原住区センター、都庁第二本庁舎19階都環境局環境政策課〈意見書の提出方法〉

書式は問いませんが、「小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価調査計画書への意見」と明記のうえ、住所・氏名(ふりがな。団体の場合は所在地・団体名・代表者名)を書いて、6/24(消印有効)までに、都環境局環境政策課(〒163-8001新宿区西新宿2-8-1)へ郵送または持参